固

の

制

向

鳥取市個人情報保護制度のあり方

個人情報保護制度の目的

(中間まとめの概要)

市が所有する個人情報を適正に取り扱うためのルー ルを定めるほか、自分の情報を見たり訂正したりする 権利などを保障し、個人の権利利益の保護を図ります。

個人情報保護制度の内容

1個人情報の適正な取り扱い

取得の制限

- ・市が個人情報を取得するときは、目的を明確にし、 原則として本人から取得します。
- ・思想、信条、社会的差別の原因となる情報は、原則 として取得しません。

利用・提供の制限

・個人情報は、原則として取得した目的以外に利用し たり、提供したりしません。

適正な管理

- ・個人情報は、正確で最新のものを保有します。
- ・漏えい、改ざん等の事故を防止し、不要となった個 人情報は廃棄します。

個人情報ファイル簿の閲覧

- ・個人情報を取り扱う事務の目的や内容などを記録し た「個人情報ファイル簿」を閲覧に供します。
- 2個人情報についての開示請求権など

開示請求権

・市が保有している自分の情報の開示を請求できます。 訂正等請求権

・自分の情報の事実について誤りがある場合は、訂正 を請求できます。

利用停止等請求権

平成13年度

・自分の情報が、取得した目的以外に利用されている、 または提供されている場合は、その利用停止を請求 することができます。



する人々の不安感が高まって きています。 このような状況 よりプライバシー の侵害に対

情報化の急速な進展などに

取り扱い、 2 (1) んの 中 個 鳥取市では市民のみな 人情報をより適正に 個人の権利や利益

請求者数

13

11

24

を保護するための個人情報保

委員) ら審議会としての答申 (考えをまとめたもの)を作成したい まとめ) 方」について審議しています。 と考えています。 鳥取市情報公開制度等審議会 Ιţ をお知らせし、 現在、 鳥取市における「 寄せられた意見などを参考にしなが このたびその審議内容 (会長 個人情報保護制度の 藤原和男弁護士/十 (中間 あり

提出方法 んでいます。 住所、

総合案内所 資料配布場 ンター(鳥取駅構内)

アックス、電子メールのいず 性別を明記のうえ、 氏名、 郵送、 年

行政サービスセ 市役所1階

護制度の制定に向けて取り組 ペ 情報公開室

電子メール / public-c@city 提出期限 ジ (表紙下段を参照 クス/20 郵送/ 総務課情報 7月15日(月) 20 3 1 0 4 3 0 4 0

れかで

ファッ 公開室 tottori.tottori.jp

X 分 市内に住所を有する者 この制度は、職員が職務上 市内に事務所などを有する個人、法人、団体

作成し、または取得した情報 (行政文書)を情報公開条例に 基づき、みなさんの請求に応 じて公開するものです。

お知らせします

情報公開室では、市政に関 する資料が常時ご覧いただけ ます。お気軽にご利用くださ L1

問い合わせ先 総務課情報公開室

20 3104)

計

開示請求文書の処理状況

開示請求者の内訳

情報公開制度の運用状況を

実施機関	対象行政 文書数	開示	部分開示	制度対象外	文書不存在
市長	34	22	8	1	3
教育委員会	1	0	1	0	0
議会	2	2	0	0	0
水道事業管理者	9	7	1	0	1
計	46	31	10	1	4

主な請求内容は、公共工事の入札に関する文書、 教育情報などでした。部分開示の理由は、法人情報、 個人情報に該当したためです。なお、選挙管理委員 会、公平委員会、監查委員、農業委員会、固定資産 評価審査委員会、病院事業管理者への請求はありま せんでした。

3 情報提供の状況 閲覧件数 403件(個人98件 法人305件) 鳥取

市 ホー

厶